

# 話し合いによるトラブル解決

お気軽にご利用ください

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？

## 外国人



外国人の職場や学校での問題について、法律や在留のことに詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをして欲しい。

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざこざについてのトラブル（生徒の方・学校の方） など

## 敷金



賃貸アパートから退去するとき、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいかないので話し合いをしたい。

敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う精算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブル など

## ペット



リードを付けていない近所の犬に突然噛みつかれた。治療費や慰謝料についてもめている。第三者に間に入ってもらい話し合いをしたい。

咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブル など

## 自転車



歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。賠償金の話し合いでトラブルになっている。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故 など

ADR（裁判外紛争解決手続）が解決をお手伝いします

行政書士  
紛争解決センター  
の特徴

- 双方が納得できる解決を専門家がサポートします。
- プライバシーが守られます。
- 裁判と比較して短期間の話し合いで解決できます。
- 利用にあたっては事前に説明が受けられます。

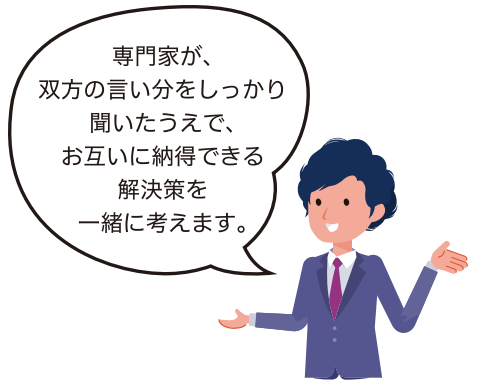
まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

ADR について詳しくは裏面をごらんください。

# ADRとは？

ADRとは Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決手続）の頭文字です。裁判所による訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする、紛争当事者のために公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。「裁判所はちょっと敷居が高いなあ」「だれか法律に詳しい人が間に入って話し合いのお手伝いをしてくれないかな」といった方のための、行政書士による調停センターです。



## よくあるご質問

解決が早くても費用も抑えられるんだ！

### 費用がどのくらいかかるか心配です

申込手数料としてまずは10,000円(税別)を納付いただきます。その後、期日1回につき期日手数料として10,000円(税別)が必要となります。また、和解が成立した場合には別途成立手数料が必要となります。



### 調停人は誰がやるのですか？

原則として、100時間を超える座学及びトレーニングを受けた行政書士2名が調停人として選任されます。案件により、担当弁護士が調停人として選任されることもあります。



### 解決までどのくらい時間がかかりますか？



当センターの調停規程では「3回以内の調停手続きまたは申込の日から15週間以内」を解決までの目安としています。

申し込みはカンタンなのね！

### 長野市までは行けないんだけど…

長野県内であればどこでも調停を行うことができます。その場合、別途交通費等が発生します。



これはペンリダネ！



### 土日や夜間でもお願いできますか？

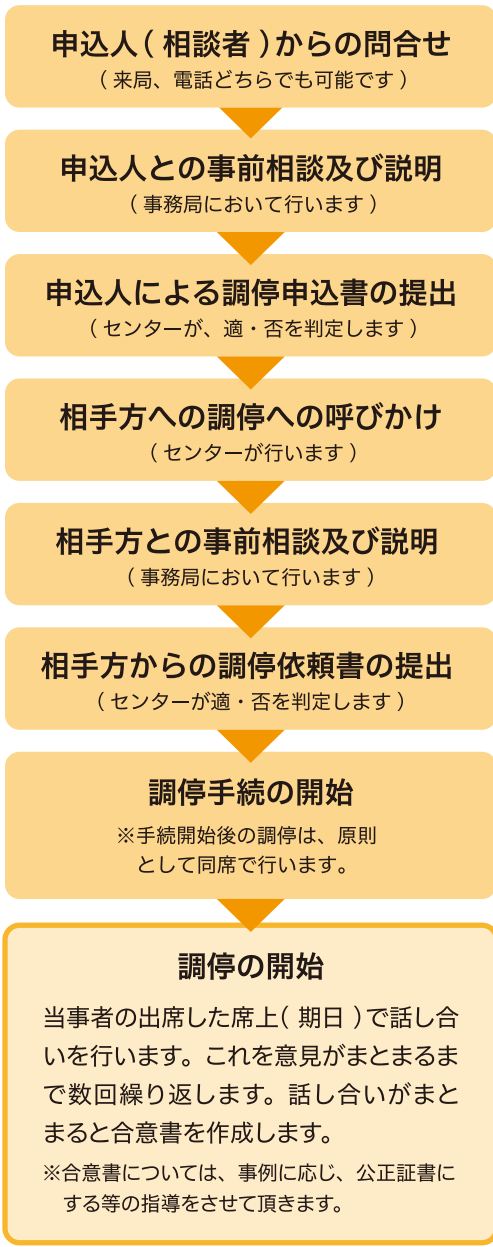
土日や夜間でも可能な場合があります。お気軽にご相談ください。



### 長野県行政書士紛争解決センターって？

長野県行政書士紛争解決センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証(認証番号第161号)を取得している調停機関です。

## センター手続の流れ



まずは、ご相談ください

## 長野県行政書士紛争解決センター

TEL. (026) 224-1300 FAX. (026) 224-1305

〒380-0836 長野市南県町 1009-3 長野県行政書士会館

お問合せ受付 平日 10:00 ~ 16:00

具体的なお相談 水曜日 10:00 ~ 16:00 (要予約)

